建設工事入札参加に当たっての留意事項

八　幡　市

入札参加者は、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、八幡市財務規則、八幡市競争入札心得、八幡市建設工事等電子入札運用基準等の他、次の事項に留意してください。

1　技術者等の適正配置について

建設業法等に規定している次の事項を遵守してください。

(1)　請負金額が4,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければなりません。

※　配置する主任技術者については、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場が500m程度近接する場合は、同一の専任の主任技術者が管理することができます。現場代理人も同様とします。なお、死亡、病気等、退職、転勤、発注者の責による大幅な工期延期、現場条件による工期延期、長期間工事などに該当する場合に限り、専任の配置技術者の変更を認めます。

(2)　請負金額が4,000万円（建築一式の場合は8,000万円）未満の建設工事を施工するに当たっては、職務を適正に遂行できる場合は、複数の工事現場で同一人が主任技術者となることができます。現場代理人も同様とします。ただし市がその職務を適正に遂行できないと判断した場合は、速やかに他の技術者等を配置しなければなりません。市の指示に従わない場合は、契約を解除したうえ、指名停止措置を受けることとなります。

(3)　下請契約の請負代金の合計が4,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。）を配置しなければなりません。

なお、配置する監理技術者に係る次の資料を提出してください。

ア　監理技術者資格者証（表・裏）の写し

イ　監理技術者講習修了証の写し

※　配置する監理技術者については、死亡、病気等、退職、転勤、発注者の責による大幅な工期延期、現場条件による工期延期、長期間工事などに該当する場合に限り、専任の配置技術者の変更を認めます。

(4)　現場代理人及び専任の技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限ります。

「恒常的な雇用関係」とは、入札の申込みのあった日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいいます。

また、「入札の申込みのあった日」とは、次の日をいいます。

一般競争入札等　　＝　入札参加申請日

通常指名競争入札　　＝　入札の執行日

随意契約　　＝　見積書の提出日

(5)　営業所における専任の技術者は、工事現場の監理技術者等には、なれません。

特例として、当該営業所で請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない監理技術者等になることができます。

(6)　入札に当たって、必要となる技術者等が配置できない場合は、電子入札システムにより、辞退の処理をし、入札を辞退してください。(電子入札に紙で参加する場合は別途指示します。以下同じ。)

なお、必要な技術者等を配置していないことが明らかとなった場合には、建設業法の規定に基づく処分を受けるほか、八幡市の指名停止措置を受けることとなります。

2　入札に当たっての留意事項

(1)　予定価格が事前公表されている入札では、予定価格を上回る入札は失格となります。入札回数は１回限りです。

(2)　事前公表された予定価格以下で入札することができない場合は、電子入札システムにより、辞退の処理をしてください。

(3)　入札する際は、入札価格を積算された工事費内訳書を電子入札システムにより提出してください。提出されない場合は、入札に参加できません。

(4)　工事費内訳書等で不審な点を確認した場合は、入札を保留し、入札参加者全員の工事費内訳書等を調査したうえ、取扱いを別途連絡します。

3　工事費内訳書の作成について

工事費内訳書作成に当たっては、次の点に注意してください。

(1)　工事費内訳書の様式は「任意」としていますが、金抜き設計書の本工事費内訳書等の項目に一致させて作成してください。ただし、表紙には、工事名、商号名を記載し、工事費内訳書の合計金額は、他に知られることがないようにしてください。

(2)　工事費内訳書の合計金額は、予定価格以下で作成し、入力する入札金額に対応するよう作成してください。ただし、必ずしも一致する必要はありません。

(3)　積算ソフトを利用される場合や積算を第三者に委託される場合でも、自社で調達可能な労務費、資材費等によって再積算を行ったうえで、内訳書を作成してください。

4　完成検査について

工事完成届を提出する際には、次の条件を満たしている必要があります。

(1)　設計図書（追加、変更指示を含む。）に示される全ての工事が完成していること。

(2)　契約書に基づく監督職員の請求した改造が完了していること。

(3)　設計図書により義務付けられた資料の整備が全て完了していること。

(4)　契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

附　則

この事項は、平成 26 年２月１日より改訂する。

附　則

この事項は、平成 27 年４月１日より改訂する。

附　則

この事項は、平成 28 年６月１日より改訂する。

附　則

この事項は、令和５年１月１日より改訂する。